

ご質問への回答（プロジェクトサポート型）

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

# カテゴリ（公募要領より）		ご質問	回答
プロジェクト実施内容に関するご質問			
1	2（1）実施内容	過去の採択プロジェクトを踏まえて、①期間中の実証実験の回数目安、②実証実験までのプロセス、③実証実験以外で求められる活動をご教示頂けないか。	①各事業者によって異なります。 ②指定管理者や各関係者との調整を経て、実証実験を開始頂きます。 ③公募要領6に記載の事項へのご対応をお願いしています。
2	2（1）実施内容	過年度採択事業と目的や実証フィールドが一部重複する場合でも、技術、機能、ユースケース、実装先が異なる場合は応募可能か。	ご認識の通りです。
プロジェクト実施エリアに関するご質問			
3	2（3）実施エリア（中央防波堤）	高圧電力を必要とする設備について、中央防波堤エリアにおける利用可能性や制約条件等があるか。	中央防波堤エリアにおいて、高圧電力を提供できる設備はございません。
4	2（3）実施エリア（中央防波堤）	実施エリアにおいて、装置の24時間連続運転（夜間の無人運転および緊急時対応を含む）は可能か。	実施エリアの開場時間は限られており、夜間に緊急対応が必要な実証は原則実施できません。
5	2（3）実施エリア（中央防波堤）	海水を使用するため、水面から海水を取排水したいが、海の森水上競技場の陸上部や指定水面に隣接する陸地部分からホースを設置することは可能か。	海の森水上競技場の通路を横断してホースを設置することはできません。指定水面の陸上部の利用は、プロジェクト内容に応じて現場部局との調整が必要です。過年度の採択プロジェクトでは陸地部分の使用実績がございます。
6	2（3）実施エリア（中央防波堤）	応募時点で、実証エリアの指定管理者へのヒアリングや事前調整を実施しても問題ないか。	応募時点での指定管理者への直接の問合せ等はお控えください。詳細の調整は、採択後に実施いただきます。
7	2（3）実施エリア（中央防波堤）	使用可能エリア①海の森水上競技場（陸上部）の東側締切堤防に事業者が用意した船舶を停泊させることができるか。また、指定水面まで運航させることが可能か。	原則、停泊させることはできません。また、水門の開閉作業も必要になるため、施設側との調整が必要になります。（水門は都度開閉可能なものではないとともに、水門のサイズの関係で運べる船やものが限られますので、ご承知おきください。）
8	2（3）実施エリア（中央防波堤）	使用可能エリア②海の森水上競技場（指定水面）に実証実験の施設を浮かべる場合、他の場所（水域）で施設の施工を行い、動力船などで曳航して指定水面まで施設を移動できるか。過去の事例の設置方法（重機を用いた設置など）とあわせてご教示頂けないか。	海の森水上競技場（指定水面）に実証実験の施設を浮かべる場合、周辺の陸域で必要な施工をしていただけますが、難しい場合には施設側との調整が必要です。動力船などで曳航して指定水面まで施設を移動することに関しては関係者との調整が必要です。
9	2（3）実施エリア（中央防波堤）	使用可能エリア②海の森水上競技場（指定水面）の岸壁に対し、構造物を設置する実証は可能か。	各関係者との調整次第では可能です。ただし、実証終了後に必ず原状回復の必要がございます。
10	2（3）実施エリア（中央防波堤）	中央防波堤エリアでドローンを用いる場合、応募時点で想定しておくべき制約はあるか。特に、飛行可能時間帯、離着陸地点、第三者立入管理、目視外飛行、自動航行、水面上空利用、関係機関調整についてご教示いただきたい。	飛行可能時間帯は、使用可能エリアの開場時間の範囲内です。離着陸地点や水面上空利用については、使用可能エリアで実施される競技大会やイベント等による制約を受ける可能性がございます。その他、法規制への対応や関係者との調整等については、事業者で確認・整理をしていただきます。なお、施設側の指定管理者との詳細調整・手続き等は採択後に実施いただきます。

ご質問への回答（プロジェクトサポート型）

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

#	カテゴリ（公募要領より）	ご質問	回答
11	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	中央防波堤エリア及び周辺ベイエリアの双方での実証が必要か。初年度からではなく、2年目以降に周辺ベイエリアでの実証を実施する計画は認められるか。	中央防波堤エリア及び周辺ベイエリアの双方での実証が必要です。また、初年度からではなく、2年目以降に周辺ベイエリアでの実証を実施する計画も可能です。
12	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	周辺ベイエリアでのユースケース検証について、技術の受け手企業がベイエリアに所在し、かつ、実施場所もベイエリア内である必要があるか。	技術の受け手企業がベイエリア内に所在する必要はありませんが、ベイエリア内での実証を行う必要があります。
13	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	周辺ベイエリアの実証場所について、企画提案書提出時点で必要な確保水準は、どの程度を想定されているか。	周辺ベイエリアについては、事業者にて調整・確保することを求めていますので、採択後に実証が不可能にならない程度の確度で確保してください。なお、周辺ベイエリアについて、事業者にて調整・確保ができなかった場合は、交付申請の承認を行わない場合がございます。
14	2（3）実施エリア（周辺ベイエリア）	浮体施設を用いた実証を行う場合、3年目の周辺ベイエリアでの実証に際して、海の森水上競技場（指定水面）から動力船などで曳航して周辺ベイエリアの水域まで施設を移動させることは可能か。	水門の開閉などが必要となるため施設側との調整が必要になります。（水門は都度開閉可能なものではないとともに、水門のサイズの関係で運べる船やものが限られますので、ご承知おきください。）
補助金に関するご質問			
15	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	親子関係の会社間での発注経費は補助対象となるか。	補助対象外となります。
16	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	実証実験の性質上、電力が原料の一部となる場合、補助対象経費に系統電気料金を含むことは可能か。	メーター設置により、実証にかかった系統電気料金が明確に算出できる場合は、補助対象となります。
17	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	SusHiTech等の展示会への出展に係る費用は補助金の対象になるか。	都からの要請に基づき出展する経費は補助対象となる場合がございます。
18	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	プロジェクト実施費用として支払対象となる費用項目の制限等はあるか。	補助金交付要綱 別表の補記載されている補助対象外経費は対象外となります。
19	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	中古品を含むリース（例：仮設小屋の賃借料）は補助対象になるか。	対象となります。
20	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	代表事業者から連携事業者へ支払う、システム開発の費用は、外注・委託費として補助対象に含まれるか。	ご認識の通りです。
21	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	代表事業者が自ら実施するシステム開発の費用は機械・設備等費として補助対象に含まれるか。	代表事業者がシステム開発に必要な装置等の購入等をする場合は補助対象となりますが、代表事業者社員の直接人件費は補助対象となりません。
22	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	社会的要因に伴う価格高騰などが影響し、初年度に明記した想定費用よりも高額な支払いが発生した場合、上限（8,000万円）の範囲内であれば費用を他費目と変更（充当）することは可能か。	採択後に年度毎に補助金の交付申請をしていただきますので、原則として当該申請時の費用内訳に基づいてプロジェクトを行ってください。
23	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	実証内容の一部が中央防波堤エリア外（周辺ベイエリアの陸域・水域）に及ぶ場合も、補助の対象範囲に含まれるか。	周辺ベイエリアでの実証であれば対象となります。
24	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	代表事業者と同一グループ内の企業が、技術開発等を担う場合、外注・委託先ではなく連携事業者として整理できるか。また、同企業への外注・委託費は補助対象となるか。	連携事業者としてコンソーシアムに参画することは可能ですが、親子関係の会社間の発注経費は補助対象外となります。

ご質問への回答（プロジェクトサポート型）

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

#	カテゴリ（公募要領より）	ご質問	回答
25	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	連携事業者が担当業務の一部を外部事業者へ再委託することは可能か。可能な場合、企画提案書又は交付申請時に、再委託先、業務内容、金額をどの範囲まで記載する必要があるか。	連携事業者から再委託することは可能です。企画提案書及び交付申請書に再委託先、業務内容及び金額までの記載は求めません。
26	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	代表事業者又は連携事業者の人件費は補助対象か。計上不可の場合、委託費として整理できる範囲をご教示頂けるか。	代表事業者の人件費は補助対象外ですが、代表事業者から連携事業者への外注・委託費は補助対象となります。外注・委託の中に人件費が含まれるのは構いません。
27	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	既存の製品・サービスを活用しつつ、AI解析等の新技術を新たに開発・改良する場合、「既存の商用化済み製品・サービスの利用に留まるもの」には該当しない理解であっているか。	技術の新規性が認められる場合には、「既存の商用化済み製品・サービスの利用に留まるもの」には該当しませんが、応募内容を踏まえての判断となります。
28	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	補助対象経費は、代表事業者が契約・支払を行った費用のみが対象となるか。連携事業者が契約・支払を行った費用も、補助対象経費として整理することは可能か。	契約・支払主体が代表事業者の費用のみが対象となります。また、代表事業者が連携事業者に委託したものに対して、連携事業者が再委託する場合も補助対象となります。
29	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	補助金交付要綱別表において補助対象外と明記されている「既存機械設備等の改良や修繕等に係る経費」について、既存機械の規格変更も該当するか。	実証のために新たに機械装置の改造をするのであれば、補助対象経費となります。
30	2（4）プロジェクトに対する支援（補助対象経費）	製品開発費用（設計費等）は補助金要綱 別表に補助対象経費として記載されている「機械・設備等費」の「（2）機械装置・その他備品の製作、購入または借用に関する経費」に含まれるか。	含まれます。
31	2（4）プロジェクトに対する支援（実施費用）	プロジェクトの実施費用について費用算出方法の規定はあるか。	規定は特にございませんが、応募時に明記されている総額の範囲内でプロジェクトを実施いただきます。
32	2（4）プロジェクトに対する支援（実施費用）	プロジェクト実施費用の証跡は提出が必要か。	補助金の交付対象経費として申請する費用は全て証跡の提出が必要です。

ご質問への回答（プロジェクトサポート型）

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

#	カテゴリ（公募要領より）	ご質問	回答
33	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	採択後の交付申請・交付決定・契約・発注・支払い等の手続きについて、年度ごとの標準的な流れは事前に確認可能か。	公募要領2（2）、（4）①や補助金交付要綱をご確認下さい。具体的な流れは採択後にマニュアルを配付します。
34	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	交付決定前に発注が必要な長納期品について、事前着手承認等の制度を利用可能か。申請時期・必要書類は事前に確認可能か。また、事前着手した経費が計上される年度はどのように考えられるか。	事前着手申請に関する詳細は、補助金交付要綱をご確認下さい。交付決定前の発注は都が認めた場合を除き、原則補助対象外となります。
35	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	補助金交付要綱第16条に記載がある概算払が認められるのはどのような場合か。	やむを得ない事情があった場合に東京都が都度、状況を判断して認める場合がございます。
36	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	年度をまたぐ契約は可能か。難しい場合、年度ごとに契約を分割する際の要件はあるか。	年度をまたぐ契約はできません。各年度の末日までに契約、支払が完了していることが補助対象の要件となります。
37	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	年度内に製作・支払いが完了し、現地納入・設置が翌年度となる部材は、当該年度の補助対象になるか。	交付決定年度内に支払いまで完了し、それが確認できることが補助対象の要件となります。納品検査は必要となりますが、実証現地への納入・設置までは求めません。
38	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	補助金の交付決定及び実績報告にあたり、東京都による確認作業はあるか。また、システム開発する際の労務費は、社内で決められた工数単価を使用して良いか。	東京都による確認作業はあります。工数単価の規定は特にございません。
39	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	採択後、補助金交付決定前に契約等を開始する必要がある場合、事前着手申請の承認を受ければ補助対象経費となるか。また、対象は事前着手申請後の契約・発注分に限られるか。	ご認識の通りです。
40	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	補助金交付申請時に、どの程度詳細な費用項目が求められるのか。	原則として契約案件ごとに項目出ししていただきます。
41	2（4）プロジェクトに対する支援（補助金に係る手続き）	輸入品の購入の場合、補助金の申請について決まりはあるのか。	購入先との契約、輸入、納品、検査、支払いを同一年度内に終えていただく必要がございます。
42	2（4）プロジェクトに対する支援（経費区分）	補助金交付申請金額における外注・委託費の割合上限は決まっているか。	決まりはございません。
43	2（4）プロジェクトに対する支援（補助事業で取得した財産の扱い）	実証期間終了後、設置した構造物の取扱い（原状回復義務の有無、継続設置・存置の可否）についてご教示いただきたい。また、中央防波堤エリアの利用延長の適用条件はあるか。	実証期間終了後は原則、事業者にて原状回復いただきます。中央防波堤エリアの利用延長に関しては、採択後の状況を考慮し、東京都が認める場合に可能となります。
44	2（4）プロジェクトに対する支援（成果物の販売）	補助事業の成果物の認証・販売を行う場合、当該収益の帰属および収益納付の要否についてご教示ください。	公募要領P30に記載のとおり、プロジェクト実施期間中、ユースケース検証等のため、プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用する場合は東京都へ協議する必要がございます。収益納付等の要否については、プロジェクトの性質に鑑み、個別具体的に判断いたします。
45	2（4）プロジェクトに対する支援（成果物の販売）	本事業で取得・作成したデータや改良成果等について、代表事業者と連携事業者の間で帰属や利用範囲を定め、プロジェクト期間終了後に製品化・サービス化へ利用することは可能か。	プロジェクト期間終了後であれば問題ございません。
46	2（4）プロジェクトに対する支援（概算払）	補助金交付要綱第16条に定める概算払について、機械装置等の購入も対象となるか。	概算払いの対象となりますが、知事が特別の必要があると認めた場合に限ります。

ご質問への回答（プロジェクトサポート型）

※いただいたご質問のうち、提案内容に直接関係する内容については質問内容を変更のうえ記載しています。

※使用可能エリアに関するご質問のうち、回答可能なもののみ記載しています

# カテゴリ（公募要領より）		ご質問	回答
応募資格に関するご質問			
47	3 応募資格	「スタートアップ事業者」について、大企業の合併会社や中小企業の一部門からの独立会社であっても、設立10年未満であればバックグラウンドは不問か。	ご認識のとおりです。ただし、親子関係の会社間での発注経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
48	3 応募資格	プロジェクト開始後にコンソーシアムに参画する事業者の変更は可能か。	プロジェクトの目的や効果を損なわない限りにおいては可能です。なお、所定の手続きが必要となります。
49	3 応募資格	技術開発を行う企業が代表事業者となることは可能か。	可能です。
50	3 応募資格	スタートアップ企業の設立年の条件について、過去に破産法が適用された企業が、新会社を立ちあげた場合、当該企業の設立年は新会社の設立時点と整理して良いか。	会社が新しく設立されている場合、新会社の設立日を起点として考えます。
51	3 応募資格	連携事業者の下に連携事業者を紐付けるようなコンソーシアム体制は可能か。また、下に紐付く連携事業者への外注費等は補助対象経費に含まれるか。	連携事業者はあくまで代表事業者と連携する事業者です。なお、連携事業者が他事業者に業務の一部を再委託しても、代表事業者から連携事業者への発注は補助対象経費の条件に適合すれば補助対象となります。
52	3 応募資格	同一の代表事業者が、異なるテーマで複数のプロジェクトに応募することは可能か。	実施内容が異なる場合は可能です。
53	3 応募資格	代表事業者がスタートアップ事業者に該当しない場合でも、設立10年未満のグループ内企業が連携事業者として参画すれば、応募資格を充足するか。	ご認識の通りです。ただし、親子間の発注経費は補助対象外となります。
54	3 応募資格	代表事業者がプロジェクト全体の推進・事業化を担い、技術の利用先や実証フィールド提供者を連携事業者又は関心表明先として置く体制でも、技術の受け手と連携したコンソーシアムとして認められるか。	基本的にはご認識の通りですが、周辺バイエリアの実証フィールドは事業者において用意することになっています。
応募時の提出書類に関するご質問			
55	4 応募方法（提出書類）	「応募に係る誓約書（様式5）」は代表事業者のみの提出で良いか。	代表事業者のみの提出で問題ございません。
56	4 応募方法（提出書類）	関心表明書の提出主体は「技術の受け手」に限られるか。金融機関・商社・物流事業者など、技術の直接的な受け手ではないが、連携予定の企業による提出でも審査・採点の対象となるか。また、署名主体に制限はあるか。	将来的な社会実装に向けて、連携・支援の見込みが確認できる場合には審査・採点の対象となります。署名主体の制限はございません。
57	4 応募方法（提出書類）	関心表明書を提出した企業名等に関する情報は、外部に公開されるか。	関心表明書を提出した企業がコンソーシアムの一員の場合、採択時にコンソーシアムの一員として企業名を公表する予定です。
58	4 応募方法（提出書類）	コンソーシアム協定書・契約書は申請時点で締結・提出する必要はあるか。	協定書・契約書の締結や提出は必要ありません。
59	4 応募方法（提出期間）	社内手続きの関係で応募書類の提出が期限に間に合わない場合、期限後の提出は認められるか。	認められません。応募書類は、期間内での提出をお願いいたします。